

令和7年度

魚沼市屋根雪下ろし用安全はしご普及促進事業補助金

屋根の雪下ろし作業中に、はしごから転落する事故が多く発生していることから、作業の安全を確保し事故を未然に防ぐため、屋根雪下ろし作業用に開発された「安全はしご」の購入費に補助金を交付します。

「安全はしご」とは… (次の①と②が両方取付けられている2連以上のはしご)

- ① はしごから、まっすぐ屋根に乗り移るための手すり「手がかり棒」が先端に取付けられているもの
- ② はしごの横滑りを防止するため、屋根雪に突き刺す「安定器」が取付けられているもの

申請できる方

- ① 魚沼市内に住所がある個人
- ② 魚沼市内に事務所、支店、営業所等のある法人、団体等

補助金交付の条件

- ① 市税等に滞納がないこと
- ② 魚沼市内に**本店**がある店舗から購入したものに限り
ます。
- ③ 過去5年以内に本事業による補助金を受けたことがないこと
- ④ 申請者1名につき、はしご1台までとします。

補助金額

購入価格から消費税相当額を除いた額の1/2以内の額で、はしご1台につき3万円を上限とします。

申請方法

申請書に次の添付書類を添えて、本庁舎2階 防災安全課に提出してください。

- ① 市税の納税証明書（申請書で税務照会の同意があれば省略可）
- ② 領収書（原本）（確認後、返却します。）
- ③ 購入したはしごの写真
- ④ 振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）

申請期間

令和8年3月31日(火)まで
(ただし、**購入後30日以内に申請**してください。)



① 手がかり棒



② 安定器



【はしご選びのポイント】

→ 軒先の高さ+1m程度の全長の製品を選んでください。
※主に右の4サイズがあります。

	全長(m)
①	5.16
②	5.83
③	7.17
④	7.84

お問い合わせ先・申請書提出先

魚沼市役所 総務政策部 防災安全課（本庁舎2階 9番）
(TEL) 025-792-9214
(メール) kikikanri@city.uonuma.lg.jp

申請書は魚沼市のホームページからダウンロードできます。

